

認知症対応型共同生活介護入居者介護入居利用約款

(約款の目的)

第1条 認知症対応型共同生活介護 グループホーム花トピア姫（以下「当ホーム」と言う。）は要支援2もしくは要介護状態と認定され、認知症の状態にある利用者（以下単に「利用者」という。）に対し介護保険法令の趣旨に従って、家庭的な環境のもとで長期的に安心と尊厳のある生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当ホームに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款の利用者が認知症対応型共同生活介護入居同意書を当ホームに提出したのち、平成19年6月1日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合、新たに同意を得ることとします。
利用者は、前項に定める事項の他、本約款、認知症対応型共同生活介護サービスについて（別紙1、別紙2）の改定が行われたい限り、初回利用者の同意書提出を持って、繰り返し当ホームを利用することができるものとします。

(利用者から解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当ホームに対して、退去の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居 利用を解除することができます。

(当ホームからの解除)

第4条 当ホームは、利用者及び扶養者に対して、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ・ 利用者が要介護認定において、自立又は要支援1と認定された場合
- ・ 当ホームにおいて定期的に実施される利用継続判定会議において、退去して在宅での生活が好ましいと判断された場合
- ・ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当ホームでの適切な認知症対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ・ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず、7日間以内に支払われない場合
- ・ 利用者が、当ホームの職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ・ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当ホームを利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当ホームに対して、本約款に基づく認知症対

応型共同生活介護サービスの対価として、利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる合計額を支払う義務があります。

当ホームは、利用者及び扶養者は連帯して、当ホームに対し、当該合計額をその月の24日までに支払うものとします。なお、口座振替をご利用の場合はご案内する口座振替日となります。

(記録)

第6条 当ホームは利用者の認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

当ホームは、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当ホームは、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、ホーム管理者又はホーム長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合、その様態及び時間や心身の状況、緊急やむを得なかった理由を生活記録に記載することとします。そして速やかに、扶養者に連絡します。

(秘密保持)

第8条 当ホームとその職員は、業務上知り得た入居者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、当ホームは、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で情報提供を行うこととします。

- ・ サービス提供困難時の事業者の連絡、紹介等
- ・ 居宅介護支援事業者等の連携
- ・ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村への通知
- ・ 利用者に病状の急変を生じた場合の主治医への連絡等
- ・ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当ホームは、利用者に対して、医療機関の診察(急診)が必要となると認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

当ホームは、利用者に対して、当ホームにおける認知症対応型共同生活介護サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関に転院していただきます。

前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、緊急連絡先へ速やかに連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当ホームは、利用者に対して必要な措置を講じます。

協力医療機関の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。

前2項のほか、当ホームは利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当ホームの提供する認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望又は苦情について、口頭又は備え付けの用紙・書面にて申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って当ホームの責に帰すべき事によって、利用者が損害を被った場合、当ホームは、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の帰すべき事由によって、当ホームが損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当ホームに対して、その損害を賠償するものとします。

(約款に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当ホームが誠意をもって協議して定めることとします。

(付則)

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

この約款は、令和1年8月1日に改定する。

認知症対応型共同生活介護サービスについて

○介護保険証の確認

説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

○介護サービス

当ホームでのサービスは、利用者の認知症症状の進行緩和や残存能力及び潜在能力の活性化、また楽しい日常生活を送るために、どのような生活援助を行えばよいかを、介護サービスとして計画しそれに基づいてサービスを提供します。この計画は利用者に関わる介護支援専門員によって作成されますが、その際、利用者ご本人・扶養者の希望をできる限り取り入れることとし、内容についてはご同意をいただくこととします。

○生活サービス

明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営します。

居室：全室個室（押入れ・ベット又は畳の提供）

食事：朝食 7:00頃～

昼食 12:00頃～

夕食 17:30頃～

※従業者のもと、利用者様と調理したものを全員でいただきます。

入浴：週3回、利用者の希望により入浴できます。ただし、利用者の身体の状態によって清拭させていただくこともあります。

理美容：訪問理美容サービス 「髪ともだち」の理美容実施日に希望に応じ利用できます。

○医療機関への通院

入居前のかかりつけ医への定期的通院については、扶養者及びその代理の方の付き添いをお願いします。

○他機関・施設との連携

・協力医療機関への受診

当ホームでは、藤掛病院及び花トピアクリニックに協力をいただいています。

利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いします。

・他医療機関への紹介

協力医療機関等での対応が困難になった時、より専門的な対応が必要になった場合には、その他の医療機関を紹介しますので、ご協力をお願いします。

○緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」に記入いただいた連絡先に連絡します。常時連絡可能な状態であるようお願いします。

○外出・外泊の取り扱い

外出・外泊を希望される場合には、入居者又は扶養者は所定の用紙に必要事項を記入し、職員へ届け出てください。

○利用者への面会

利用者に面会をしようとするときには、面会者の方は所定の用紙へ必要事項を記入し、職員へ届け出てください。

○利用者の身上に関する重要事項の変更

利用者の身上に関する重要事項（住所地の変更、扶養者の変更等）が生じた場合、速やかに職員へ届けてください。

認知症対応型共同生活介護「グループホーム 花トピア姫」のご案内

1. ホーム概要の説明

(1) ホームの名称等

- ・ホーム名 グループホーム 花トピア姫
- ・開設年月日 平成19年6月1日
- ・所在地 岐阜県多治見市大針町672-2
- ・電話番号 0572-26-7248
- ・FAX番号 0572-27-1948
- ・ホーム長 藤掛 仁博
- ・管理者 山本 央恵
- ・介護保険指定番号 2191100029

(2) 認知症対応型共同生活介護の目的と運営方針

別紙運営規程の第2条、第3条の通り

(3) 施設職員規程

別紙運営規程の第5条

(4) 入居定員等

- ・定員 18名
- ・居室 18室（押入付き・床面積9.㎡）
- ・その他 便所 6箇所・高齢者対応浴室1箇所・機械浴槽1箇所・
台所・食堂・居間・居間兼作業室・ベンチ・相談室・洗濯洗面室・物干し場
（各ユニットに1箇所）

2. サービス内容

- ① 介護計画の立案
- ② 炊事、洗濯、掃除、買物等の援助
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 日常生活の中での機能訓練及びレクリエーションへの参加
- ⑤ 相談援助

3. 入居料金等

グループホーム花トピア料金表参照

・支払い方法

毎月8日までに、前月分の料金をお知らせします。その月の24日までにお支払いください。
お支払いは、グループホーム花トピア姫までお願いいたします。なお口座振替ご利用の場合は
ご案内する口座振替日となります。

4. 協力医療機関

当ホームでは、次の医療機関にご協力をお願いしています。

- ・協力医療機関
名称 藤掛病院
住所 岐阜県可児市広見 876 番
- ・協力歯科医療機関
名称 花トピアクリニック
住所 岐阜県可児市瀬田 1646 番地の 3

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会 面会時間 午前 9:00 ~ 午後 7:00
面会簿の記入 所定の用紙に必要事項を記入して下さい。
- ・外出、外泊 所定の用紙に必要事項をご記入の上、手続きを取って下さい。
ただし、食事準備の都合上事前にお知らせ下さい。
- ・喫煙 室内外部とも禁煙となっております。
- ・設備、備品の利用 ホーム内の居室や設備、備品は本来の用途、取り扱い方法に従ってご利用ください。
これに反した利用により破損が生じた場合は弁償していただく事があります。
- ・貴重品 利用者ご本人の多額な現金や貴重品の持ち込みは、ご遠慮下さい。
- ・他医療機関受診 入居中に藤掛病院以外の医療機関へ定期的に受診される場合は、ご家族の方で通院
介助をお願いします。
- ・宗教活動等 ホーム内において、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。
- ・ペットの持ち込み 利用者の状況によってホーム内のペットの持ち込みは、お断りすることがあります。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器 6台 防災頭巾 24個 非常用懐中電灯 4本
火災報知機 50ヶ所
- ・防火訓練 年2回実施

7. 禁止行為

- ① 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器等の音を大きく出し静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 指定した場所以外で火気を用い、または就寝し若しくは寝具の上で喫煙すること。
- ④ 故意にホーム若しくは物品に傷害を与え、またはこれらをホーム外へ持ち出すこと。
- ⑤ ホーム内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑥ 居室及びホームの共有部分の造作を行うこと。

(付則)

- この介護サービスは、平成19年6月1日から施行する。
- この介護サービスは、令和 1年 8月1日に改定する。
- この介護サービスは、令和 2年 4月1日に改定する。
- この介護サービスは、令和 2年12月1日に改定する。
- この介護サービスは、令和 3年 4月1日に改定する。
- この介護サービスは、令和 5年 4月1日に改定する。

医療連携体制についての指針

(医療連携体制とは)

グループホーム花トピア姫では、環境の変化に影響の受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して当ホームにて生活を継続できるよう、日常的な健康管理を行ったり、利用者の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行います。また利用者が通常及び特に状態悪化時には医療機関に速やかに連絡調整連携を行います。

- ・ 利用者に対する日常的な健康管理
協力医療機関 医療法人 馨仁会 藤掛病院及び花トピアクリニックとの連携により日々の健康管理に努めます。
- ・ 重度化した場合における対応に関する指針
 - ・ 急性期における医療機関との連携体制
医療法人 馨仁会 藤掛病院との連携において治療を行います。
 - ・ 入院期間中の管理費等の取扱いについて
入院した医療機関主治医の発行する入院計画書に明記されている、入院期間が1ヶ月以内の場合においては、管理費を支払うことにより居室を据え置く事ができるものとします。
 - ・ 看取りに関する考え方
- ・ 全身状態の衰えがあるものの、入院加療を行って治癒の見込みがなく、介護中心の生活が望ましい状態である場合には、本人とご家族の意向を踏まえた看取り介護を実施するが、当ホーム内のみでの介護が不十分と判断された際には、同一法人内の老健施設等と連携をとり、適切な生活環境の提供を支援する。
- ・ 入院が必要となった場合
藤掛病院以外で入院を希望される場合、下記に病院名をご記入ください。

病院名	
電話番号	
住 所	

「グループホーム花トピア姫」利用者からの預かり金管理規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人馨人会「グループホーム花トピア姫」(以下「ホーム」という。)の利用者からの預かり金の管理について公正を期することを目的とする。

(預かり金の管理)

第2条 利用者からの預かり金は、利用者又家族等(以下「利用者」という。)から利用者が日常生活に必要な最小限の保管、管理の依頼があった場合にこれを取り扱うものとし、その管理にあたっては、正確かつ明瞭に記録しなければならない。

(責任者)

第3条 利用者からの預かり金の総括責任者は管理者とし、それぞれの事務を処理するための管理、出納の各責任者をおく。

(1) 管理責任者は、利用者等から金銭の出納の要請があった場合にその処理に当たるものとし、帳簿その他証拠書類の保存等に関する事務を行う。

(2) 出納責任者は、預かり金を管理し出納処理に関する事務を行う。

(預かり金の管理及び帳簿等)

第4条 利用者等からの預かり金の管理方法及び管理状況を明確にするための帳簿は、次の各号に定める通りとする。

(1) 利用者からの預かり金は、所定の金庫に一括現金で保管する。

(2) 金銭出納帳は、利用者個人毎に備えて管理責任者が出納の都度記帳しなければならない。また、ホーム全体の預かり金(総額)を把握するため総括表を作成することとする。

(預入・払出しの取り扱い)

第5条 金銭の預入及び払い出しについては、次により取り扱うものとする。

(1) 利用者等から金銭の預入の申出(預入依頼書:別記第1号様式)があった場合、管理責任者は、預入依頼書に金銭を添えて出納責任者に引継ぐものとする。

(2) 利用者が金銭を消費した場合、管理責任者は払出し依頼書(別記第2号様式)記入して出納責任者に金銭の払い出し依頼をするものとする。領収書はその都度ご利用者又はご家族に渡す。

(退所の取り扱い)

第6条 利用者がホームを退所したとき管理責任者は、預かり金引渡書(別記第3号様式)に残金を添えて利用者等へ引き渡すものとする。

(検査・情報開示)

第7条 総括管理責任者は、利用者からの預かり金の管理状況を四半期毎に検査し、その証として金銭出納の当該欄に日付と認印又はサインをするものとする。

2 利用者から残高の申出があったときは、金銭出納帳の閲覧又は預り金管理状況報告書(別記第4号様式)を交付する事ができる。

(文書の保存)

第9条 この規程に定めのない次項は、総括管理責任者が別に定める。

付 則

この規程は平成19年6月1日から施行する。

写真撮影および使用の同意書

グループホーム花トピア姫では「花姫だより」にて毎月の利用者様のご様子をご家族様・関係各所へご報告させていただいております。

つきましては写真撮影や各種媒体への掲載についてご理解とご了承を賜りたく存じます。大変お手数ではございますが、ご同意くださいます場合には本同意書にご署名をお願い申し上げます。

----- キリトリ -----

本書記載の、写真の撮影及び使用についてについて同意いたします。

年 月 日

利用者氏名

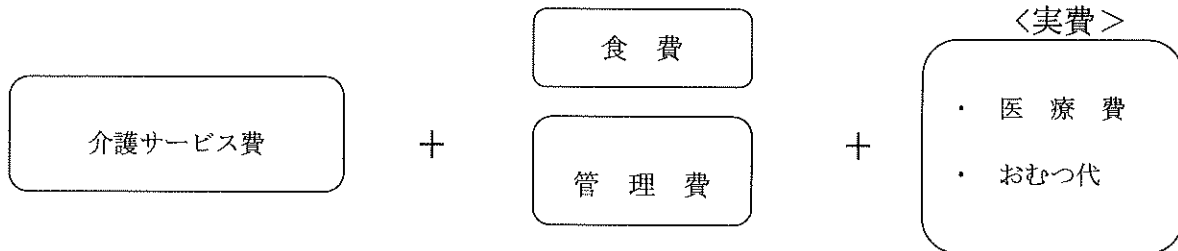
家族氏名

グループホーム花トピア姫 料金表(初期加算含まない)

R6. 4月

<介護予防> 認知症対応共同生活介護

1 料金構造について



2 1ヶ月の料金の目安について

※下記金額には、医療費(診察代・薬代)等の実費分は含まれておりません。

自己負担額が1割の場合(30日換算)

		介護保険 自己負担額	食費	管理費	合計(1ヶ月)
要支援2	R6.4~5	26,178円	36,000円 (1,200円/日)	79,800円 (2,660円/日)	141,978円
	R6.6~	27,193円			142,993円
要介護1	R6.4~5	27,591円			143,391円
	R6.6~	28,662円			144,462円
要介護2	R6.4~5	28,799円			144,599円
	R6.6~	29,916円			145,716円
要介護3	R6.4~5	29,627円			145,427円
	R6.6~	30,776円			146,576円
要介護4	R6.4~5	30,179円			145,979円
	R6.6~	31,350円			147,150円
要介護5	R6.4~5	30,765円	146,565円		
	R6.6~	31,959円	147,759円		

※自己負担割合が2割の方は上記の介護保険自己負担金が、約2倍となります。

(介護保険負担割合証にて、負担割合1割/2割/3割をご確認ください)

※上記の介護保険自己負担額(1割)には、医療連携体制強化加算Ⅰ(37単位/日)・サービス提供加算Ⅲ(6単位/日)

協力医療機関連携加算Ⅰ(100単位/月)、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ(15単位/月)、

介護職員処遇改善加算Ⅰ(R6.4~5)、介護職員等ベースアップ等支援加算(R6.4~5)、

介護職員等処遇改善加算Ⅱ(R6.6~)が含まれております。

※R6.6~介護職員処遇改善加算Ⅰ(11.1%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(2.3%)が一本化され、

介護職員等処遇改善加算Ⅱ(17.8%)となります。

● 各種加算(該当する場合には、以下が加算されます)

◇初期加算 入居した日から起算して30日以内の期間について加算があります。 30単位/日(1単位:10.14円)

◇入院時加算 入院を要した場合は、ひと月に6日を限度として加算があります。 246単位/日

※入院初日及び最終日は算定しない。

◇退所時情報提供加算 入居者が医療機関へ退所した際、情報提供を行った場合に加算があります。 250単位/回

● その他の料金

持ち込み家電の電気代、おむつ代、理美容代、医療費(診療費、薬代等)は実費となります。